

令和7年度 高田中学・高等学校 いじめ防止対策基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）13条に基づき、以下のとおりいじめ防止対策基本方針を定める。

第1 基本方針の目的

- 1 学校教育という集団生活の場においては、生徒が他の生徒との接触や衝突を通じて社会生活の仕方を身につけ、成長していく面がある。この過程において、時として、ある生徒が他の生徒との接触や衝突を原因として、心身の苦痛を感じることもある。
- 2 法律上、このような事態は「いじめ」と評価されているが、場合によっては、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- 3 そこで、本校は、そのような事態の深刻化を未然に防止し、また、問題が生じたときに迅速かつ適切に対処するために、基本方針を定める。

第2 基本方針で目指す生徒像

真宗高田派の宗門立学校として、仏教教育によって豊かな人間性を育み、規律ある行動力の育成と学力の充実錬磨につとめ、広い視野から社会に貢献できる人材の育成を目指す。

また、郷土の伝統と文化を継承し豊かな自然を守るとともに、命の尊さや個人の尊厳を重んじ、公共の精神を身に付け、我が国や世界の平和と発展に貢献していこうとする調和のとれた人間の育成を目指す。

第3 「いじめ」の定義について

- 1 本校は、法2条1項に則って、「本校に在籍するある生徒が、別の生徒から心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じた場合」を「いじめ」と定義する。
- 2 「いじめ」に当たるか否かは、被害生徒が主観的に苦痛を感じたか否かにより決する。それゆえ、「いじめ」に当たる行為の中には、みだりに他者を傷つけるという決して許されない重大な行為が含まれる一方、結果として相手の生徒を傷つけることになったものの、社会的に非難に値しない又は非難の程度が小さい場合（意に沿わない交際の申込みを断るとか、相手の生徒の先行行為があり自己の権利・利益を守るために反撃した場合など）も含まれることに留意する必要がある。

第4 いじめ防止対策組織

- 1 本校は、いじめの対処等を実効的に行うため、「教育支援・いじめ防止委員会」が法22条の定める対策組織を担う。
- 2 教育支援・いじめ防止委員会は、校長、教頭、生徒指導部長、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを常任委員として構成し、校長が委員長を務める。
- 3 校長は、必要な場合には、いじめ事案が発生した学年の教員や部活動顧問、スクールロイヤー（学校弁護士）等、常任委員以外の者を教育支援・いじめ防止委員会に参画させることができる。

第5 いじめの予防、早期発見及び深刻化の防止について

1 本校の取組み

- (1) 教科外指導などを通じて、日頃から、他者の人格や個性を尊重し、みだりに他者を傷つけることは許さないという意識を持たせ、生命を大切にする指導などを行い、道徳性の育成に努める。
- (2) 教員による生徒の観察や情報交換に努め、定期的な面談などを通じて、生徒が悩みなどを訴えやすい環境作りに努める。
- (3) 特定の教員が問題を抱え込むことなく、校長を中心とするチーム学校として取り組める体制を確立する。また、教員が、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー（学校弁護士）などの専門家に容易に相談できる体制を整える。
- (4) 障がい等を有するなど特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の特性や状況を踏まえた適切な支援を行うと共に、周囲の生徒が相互理解や協調意識を持つために必要な指導を行う。

2 生徒に求める行動

- (1) 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度や心の通う人間関係を構築する態度を養う。
- (2) 学校活動に積極的に参加し、人間関係の円滑化を図るとともに、コミュニケーション能力や集団への適応能力を向上させ、社会性を身につける。
- (3) 生徒会活動などの生徒が主体となる取り組みを通じて、(1)(2)の目標の獲得に励む。

3 保護者に求める協力

- (1) 家庭において、日頃から、他者の人格や個性を尊重し、みだりに他者を傷つけることは許さないという意識を持たせ、生命を大切にする指導などを行い、道徳性の育成に努める。

(2) 日頃から、家庭内で子どもが学校生活の悩みなどを相談できる雰囲気を作り、子どもの観察に努め、変わった様子があれば、本校への報告・連絡・相談を行う。

(3) 子どもが学校生活の悩みなどを訴えたときには、子どもに寄り添いながらも、学校が集団生活の場であって全ての生徒が等しく権利・利益を有することを踏まえて考える必要がある。本校に対して要望や申入れを行う際には、大人としての俯瞰的視点から、社会通念上相当な内容・方法で行う。

子どもに対しては、集団生活において、自らの要望が通ることと通らないことを区別して理解できるように丁寧に指導する。

第6 いじめへの対処について

1 事実確認

(1) 傾聴

生徒や保護者から、学校生活の悩みなどの申し出があったときは、学校が知り得ない重要な情報を得る機会になる可能性があることを認識し、真摯に傾聴する。

(2) 確認の手順

事実確認は、「被害生徒→関係生徒（目撃者など）→いじめに当たる行為をした生徒」の順に聴き取りをするのが原則である。ただし、合理的理由のある場合、教員の教育的判断により、異なる手順で対処することは差し支えない。

(3) 5W1Hの意識

事実確認においては、5W1H（「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」）を意識して行い、事案の経緯や全体像の把握を行い、記録するように努める。

(4) 教育支援・いじめ防止委員会への報告

いじめを認知した教員は、適宜の方法により、「教育支援・いじめ防止委員会」に事案を報告する。合理的理由のある場合、教員の教育的判断により、報告に先立って、関係生徒への支援や指導などの即時の対応をすることは差し支えない。

ただし、即時の対応により事態が収束・解決したようにみえても、教育支援・いじめ防止委員会への事後報告は必ず行うこととする。

2 被害生徒への支援

(1) 支援とは

本校は、法23条3項に基づき、被害生徒に対して必要な支援を行う。

支援の方法は、教員の教育的裁量によるが、生徒が安心して学習できる環境を確保し、被害の深刻化を防止するという点が最も重要である。

(3) 心理専門家との連携

教員は、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの心理専門家の協力を得る。

(4) 情報提供

本校が行った事実確認の結果は、関係者のプライバシーなどの権利・利益の調整を図り、生徒・保護者間に紛争が生じないように注意しながら、被害生徒側に対して、適切な範囲・方法で提供する。

ことに、被害生徒が安心して学習できる環境を確保するために必要な情報は、被害生徒側に提供する必要が高いといえる。

3 いじめに当たる行為をした生徒への指導

(1) 指導とは

本校は、法23条3条に基づき、いじめに当たる行為をした生徒に対して、必要な指導を行う。

指導とは、「目的に向かって教えみちびくこと」（『広辞苑第七版』1314頁）をいい、「生徒指導」とは、「生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のこと」（「生徒指導提要」12頁）をいう。非違行為があったことを前提とする制裁を意味する「懲戒」とは必ずしも同義でないことに留意する。

(2) 厳しい指導を要する場合

みだりに他の生徒を傷つけた生徒に対しては、教員と生徒との対話を重ねて、そのような行為に至った原因を明らかにし、二度と同様の行為に及ばないように相応に厳しい指導を行う。

互いの人格を尊重し合う態度や心の通う人間関係を構築する態度を涵養することを目標にする。

(3) 非難に値しない又は非難の程度が小さい場合

結果として相手の生徒を傷つけることになったものの、社会的に非難に値しない又は非難の程度が小さい場合（意に沿わない交際の申込みを断るとか、相手の生徒の先行行為があり自己の権利・利益を守るために反撃した場合など）もあり得る。

そのような場合は、対象生徒の権利・利益に十分配慮しつつも、相手の生徒の心情を理解させ、皆がよりよい学校生活を送るために、改善すべき点がないかを考えさせる。

(4) 懲戒について

いじめに当たる行為の内容や経緯等も踏まえて必要な場合には、相当

な範囲で懲戒を行う。懲戒には、法的効果を有するもの（退学、停学、訓告）と事実上のもの（学校謹慎、奉仕作業、反省文など）がある。

(5) 出席停止命令について

被害生徒の学習権の確保のため必要であり、かついじめに当たる行為の内容や経緯等も踏まえて相当な場合には、いじめに当たる行為をした生徒に対して、出席停止を命じる。

出席停止命令は懲戒とは異なるため、対象生徒に対しても、必要な学習支援を行う。

第7 特に注意を要する類型

1 インターネットを通じたもの

インターネットを通じた行為は、被害が短期間で深刻化しやすい、個人情報や画像の流出や悪用に繋がり収束させるのが困難、教員や保護者の目が届かず実態把握が困難という特徴や危険性がある。

インターネット利用上の注意点は、日頃から生徒に注意喚起を行い、必要に応じてICTの専門家の協力を得る。

2 部活動内で発生するもの

厳しい練習を重ね、高い技量や成果を求めて部活動に取り組む姿勢は立派であり、本校は、そのような生徒に敬意を表する。しかしながら、心身共に成長過程の生徒にとって、厳しさが時として心身への深刻なダメージを与えるおそれがある。

本校は、高い技量や成果を目的としたものであっても、今日の社会通念に照らして許されないような体罰・ハラスメントなどは、教員、生徒を問わず許容しない。

部活動の中で厳しい指導をする際には、一度立ちどまって、真にその方法が必要なものか、相手の生徒を不当に傷つけるものではないか、よく考えなければならない。

3 性的加害行為について

ことに、性的意味合いを有する加害行為（不同意性交、不同意わいせつ、性的姿態撮影、児童ポルノ、痴漢など）に対しては、本校は厳重に対処する。行為に至る経緯に特に酌むべき点があるとか、被害生徒の宥恕があるなどの特段の事情がない限り、厳重に対処する。

第8 特別委員会による対処

1 特別委員会

校長は、①法28条の重大事態に至るおそれがあると認めるとき、②その他教員だけでは対応が困難と認めるときは、スクールロイヤー（学校弁

護士) その他必要な者を参画させ、教育支援・いじめ防止委員会を母体とする特別委員会を結成して対処に当たる。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、被害生徒について、①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合、②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合をいう(法28条)。

(2) 重大事態への対処

校長が重大事態と判断した場合は、スクールロイヤー(学校弁護士)その他の専門家の助言を得ながら、三重県知事への報告、調査など必要な対処を行う。